



篠栗町告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のように本町の字の区域を変更し、町の区域を設定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月19日

篠栗町長 三浦



1 変更する字の区域

別図1に示すとおり。

2 設定する町（丁目）の区域

別図2に示すとおり。

3 字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定の効力発生の日

令和6年9月28日







